平成２４年４月１６日

株式会社　内藤商店
製造部

製品安全データシート

製品安全データシート（ＭＳＤＳ　-Material Safety Data Sheet- ）とは、化学薬品の性質を正しく理解し安全にお取り扱いいただくために、化学物質の性質や取り扱い上の注意、ひとや環境へ与える影響、事故に対する応急処 置法を記載した“取扱説明書”になります。

■充填製造者又は販売者
会社名　：　株式会社　内藤商店
郵便番号　：　460-0002
住所　：　名古屋市中区丸の内３丁目８番３号
担当部署　：　製造部
ＴＥＬ　：　052-962-5551
ＦＡＸ　：　052-961-5901
緊急連絡先　：　052-962-5551
受付時間　：　月曜日～金曜日　8:00－17:00

作成日	2006 年 3 月 6 日
改訂日	2011 年 4 月 21 日

製品安全データシート

１．化学物質及び会社情報

化学物質等の名称　　塩　酸（11～35%）

会　社　名　　株式会社樋江井商店

住　　　所　　（本　社）愛知県名古屋市北区清水三丁目 13-24

（営業所）愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 264

担当部門　　営業部

担当者　　樋江井正博

電話番号　　0587-95-4777

ＦＡＸ番号　　0587-95-2738

２．危険有害性の要約

重要危険有害性および影響　　危険有害性の分類：GHS 分類基準に該当する。

特有の危険有害性

物理的及び化学的危険性　　この製品は強酸であり、塩基と激しく反応し、腐食性を示す。
酸化剤と激しく反応し、有毒なガス（塩素）を生成する。
空気に触れると発煙（塩酸）を発生する。
多くの金属を侵して可燃性ガス（水素）を生成する。

人の健康に対する有害性　　眼、皮膚、気道に対して腐食性を示し、高濃度のガスを吸入すると、肺気腫を起こすことがある。これらの影響は遅れて現れることがある。
この物質は肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。
また、歯を侵食することがある。

ＧＨＳ分類

・物理化学的危険性

項目	分類
火薬類、可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス、高圧ガス	分類対象外
引火性液体、自然発火性液体、自己発熱性化学品	区分外
可燃性固体、自己反応性化学品、自然発火性固体	分類対象外
水反応可燃性化学品、酸化性液体、酸化性固体、有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	区分１

・健康に対する有害性

項目	分類
急性毒性（経口）	区分４
急性毒性（経皮）	区分外
急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	分類対象外（粉じん）
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	区分４（ミスト）
皮膚腐食性・刺激性	区分１Ａ－１Ｃ
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	区分１
呼吸器感作性	区分１
皮膚感作性	区分外
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分外
生殖毒性	分類できない

特定標的臓器・全身毒性(単回曝露)　区分１(呼吸器系)
特定標的臓器・全身毒性(反復曝露)　区分１(歯、呼吸器系)
吸引性呼吸器有害性　区分１

・環境に対する有害性
水生環境急性有害性　区分１
水生環境慢性有害性　区分外

・絵表示またはシンボル
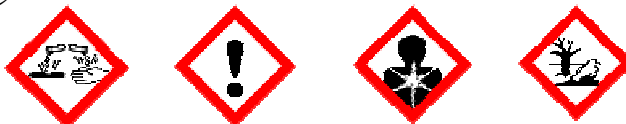
・注意喚起語　危険

・危険有害性情報　金属腐食のおそれ
飲み込むと有毒
吸入すると有害（ミスト）
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
収入するとアレルギー,喘息またが呼吸困難を起こすおそれ
臓器(呼吸器系)の障害
長期にわたるまたは反復曝露による臓器(歯、呼吸器系)の障害
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
水生生物に非常に強い毒性

・注意書き　【安全対策】
使用前にＭＳＤＳを入手し、すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
他の容器に移し替えないこと。
屋外または換気の良い場所でのみ使用し、ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
塩基と激しく反応して腐食性を示し、酸化剤とも激しく反応して有毒のガス（塩素）を生成するので注意すること。
空気と触れると腐食性のヒューム（塩酸）を発生するので注意すること。
多くの金属を侵して可燃性のガス（水素）を生成し、これが空気と混合して引火爆発することがあるので注意すること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
指定された個人用保護具（安全帽、保護眼鏡、保護面、呼吸器用保護具、保護手袋、保護衣、保護長靴）を着用すること。
環境への放出を避けること。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
容器は密閉しておくこと。
漏出物は回収すること。

【救急処置】
火災の場合には、消火に棒状水、霧状水などを使用すること。
飲み込んだ場合には、無理に吐かせずに口をすすがせ、直ちに医師の手当てを受けさせること。
吸入した場合は空気の新鮮な場所に移して休息させ、直ちに医師の手当てを受けさせること。
眼に入った場合は水で数分間洗い、コンタクトレンズを着用している場合は可能ならば外して洗浄を続け、直ちに医師の手当てを受けること。
皮膚（又は髪）に付着した場合は、流水/シャワーと石鹸でよく洗い、直ちに医師の手当てを受けること。
直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

飲み込んだり、吸入又は接触したか、または暴露の懸念がある場合、気分が悪い時は医師の手当てを受けること。
漏出した場合、物質被害を防止するため流出したものを吸収すること。
【保管】
耐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管する事。
容器を密閉して、直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて、涼しく換気の良い場所で、施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物又は容器を廃棄する場合は、当該法規に従い、都道府県知事の許可された専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

・国・地域情報　消防法：貯蔵等の届け出を要する物質（消防活動阻害物質）（法第 9 条の 3、政令別表第 2　2 塩化水素 200kg)、省令第 2 条　12 塩化水素を含有する製剤（塩化水素 36%以下を含有するものを除く）
毒物及び劇物取締法：劇物（法第 2 条別表第 2　施行令第 2 条（16 塩化水素を含有する製剤塩化水素 10%以下を含有するものを除く）

３．組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	混合製品
化学名又は一般名	塩酸
別名	塩化水素水溶液
成分及び含有量	塩化水素：11～35%、水：65～89%
化学式又は構造式	塩化水素：ＨＣＬ、水：H_2O
官報公示整理番号	塩化水素：1-215（化審法）　安衛法　公表
	水　　：対象外　安衛法　対象外
CAS 番号	塩化水素：7647-01-0、水：7732-18-5
分類に寄与する不純物および安定化添加物	情報なし

４．応急処置

吸入した場合
新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。　呼吸が止まっている場合、または呼吸が弱い場合は衣類を緩め、呼吸気道を確保したうえで人工呼吸（または酸素吸入）を行う。
身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合
汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぐ。　できるだけ早く洗浄を始め、付着した製品を多量の水（または微温湯）と石鹸を使ってよく洗い流す。
洗浄が遅れたり、不十分だと皮膚の障害を生じるおそれがある。
直ちに医師の診断、手当てを受ける。

目に入った場合
できるだけ早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたの隅々まで水が行き渡るように 15 分間以上洗浄する。　コンタクトレンズを着用している場合は、固着していない限り、取り外して洗浄する。　洗浄が遅れたり、不十分だと、不可逆な眼の障害を生じるおそれがある。　直ちに医師の診断、手当てを受ける。

飲み込んだ場合
意識のある場合には、水で口の中を洗浄し、コップ 1,2 杯の水又は牛乳を飲ませて、直ちに医師の診断、手当てを受ける。
腐食性の製品なので、吐かせると再度食道の粘膜を傷つけるなど、かえって危険を増すので、無理に吐かせてはならない。　意識がない場合は口から何も与えてはならない。

予想される急性症状および遅発性症状　喉、気管支、肺などを刺激し、粘膜が侵される。
多量に吸入すると肺気腫、咽頭けいれん、呼吸器の炎症を起こし、呼吸困難となり、死亡することがある。

最も重要な兆候及び症状　肺気腫、咽頭けいれん、呼吸器の炎症

応急処置をする者の保護　救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。
救助者は被災者に触れないようにして、手持ちホースからの大量の水で有害物質を洗い落す。

5．火災時の措置

消火剤　棒状水、霧状水

使ってはならない消火剤　情報なし

特有の危険有害性　火災により、刺激が強く、有毒な塩化水素ガスを発生する恐れがある。
塩酸は爆発性でも引火性でもないが、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。

特有の消化方法　この製品自体は不燃性であるが、周辺火災の場合、以下の措置を行う。
火災場所周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。
危険なくできる場合は、燃焼の供給源を速やかに止める。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器、周辺の設備などに散水して冷却する。
消火作業は、可能な限り風上から行う。

消火を行う者の保護　消火の際は、状況に応じた保護具を必ず着用する。
燃焼または高温により有毒な塩化水素ガスが生成するので、呼吸器保護具を着用し、完全な保護衣（耐熱性）を着用する。

6．漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

濡れた場所の周辺から人を退避させるとともに、危険性、有害性を知らせる。
ガスが拡散するまで、漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、その区域を立ち入り禁止とする。
作業者は適切な保護具（「8. 暴露防止措置及び保護具」参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
漏出物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちにすべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離し、ガスが拡散するまで関係者以外の立ち入りを禁止する。
低地から離れ、風上から作業し、風下の人を避難させる。
漏洩しても火災が発生してない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
密閉された場所に立ち入る前に換気する。

環境に対する注意事項　悪臭、有害性、または刺激性が強いので、周辺の住民に漏洩の起きたことを通知するなどの適切な措置を行う。
環境への影響を起こさないよう、河川等に排出しない。
空気中への拡散を最小限にとどめる。

回収、中和　少量の場合：乾燥砂、ウエス、土砂等に吸収させて、密閉できる耐腐食性の容器に回収する。
多量の場合：盛り土で囲って流出を防止し、これを土砂等に吸着させるか、又は安全な場所に導いて処理する。
本製品は強酸なので、徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

処理の際、濃厚な廃液が下水溝、河川、田畑などへ流入しないよう注意する。
発生するガスは霧状の水をかけ吸収させる。

封じ込め及び浄化の方法・機材　危険でなければ耐腐食性の容器に回収する。

二次災害の防止策　付近の着火源となるものを速やかに取り除く（近傍での喫煙、花火や火炎の禁止）。
危険なく出来る場合は、漏出源を遮断し、漏れを止める。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

・技術的対策　「８．暴露防止および保護措置」に記載の設備対策を行う。
取扱い場所は換気を良くし、その周辺での火気、スパーク、高温物の使用は禁止する。
吸入、皮膚への接触を防ぎ、また眼に入らないように適切な保護具を着用する。

・局所排気・全体換気　「８．暴露防止および保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

・安全取扱い注意事項　酸性なので、アルカリ性の製品との接触を避ける。
鉄などを錆びさせるため、設備には防錆加工が必要である。
金属と反応するので適切な材料を選択する。
みだりに粉じん、ヒュームが発生しないように取り扱う。
容器は丁寧に扱い、使用後は密栓する。
漏洩すると、材料を腐食させる危険性がある。
皮膚・粘膜等に触れると炎症を起こす。
この製品を使用するときに飲食、又は喫煙をしないこと。
屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。
使用前にＭＳＤＳのすべての安全注意を読み理解するまで、取り扱わないこと。
眼、皮膚に付けないこと。
飲み込みを避けること。
ガス、ミスト、ヒュームを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

・接触回避　「１０．安定性および反応性」を参照。

保管

・技術的対策　保管場所には貯蔵し、または取り扱うために必要な採光、照明および換気の設備を設ける。
漏出しても地下に浸透しないように床は耐酸材料で施工する。
漏出した酸が貯蔵所外に流出しないように適切な流出防止施設を設ける。
施錠できるようにすること。

・保管条件　容器は直射日光や火気を避け、冷暗所で保管する事。
密栓した容器に保管する。
法規に規定された基準に従って、施錠して保管する事。

・混触危険物質　「１０．安定性および反応性」を参照。

・容器包装材料　ゴムライニングの鉄製タンク、ＦＲＰタンク、またはガラス製、ポリエチレン製容器に保存する。腐食性が強いので鋳鉄製の物は使用できない。

８．曝露防止及び保護借置

設備対策　取扱い場所の近くに手洗い、洗眼設備、全身シャワーを設け、その位置を明瞭に表示する。
取扱い場所には、全体換気装置を設置する。
密閉された装置、機器、または局所排気装置を使用する。

曝露限界値　管理濃度　未設定

	許容濃度	日本産業衛生学会勧告値（2009 年版）：5ppm　7.5mg/m3（塩化水素として） ＡＣＧＩＨ（2008 年版）：ＳＴＥＬ　 2ppm(塩化水素として）
保護具	呼吸器の保護具	酸性ガス用防毒マスクまたは送気マスク
	手の保護具	耐酸性手袋
	眼の保護具	化学飛沫用のゴーグル、安全眼鏡、顔面保護具を着用すること。 噴霧などによって眼及び顔面接触が起こりうるときは、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用する事。
	皮膚及び身体の保護具	一切の接触を防止するにはネオプレン製の手袋、エプロン、ブーツまたは全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときは、飲食または喫煙をしないこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。	

９．物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など ：発煙性の液体
臭い ：刺激臭
ｐＨ ：強酸性
融点・凝固点(℃) ：−66℃（塩化水素 35%）（融点）
沸点・初留点及び沸騰範囲 ：沸点 110℃(塩化水素 20%)（沸点）
引火点(℃) ：不燃性
爆発範囲 ：不燃性
蒸気圧(全圧)（80℃） ：1.41ｋＰａ（20℃、塩化水素 30%）
蒸気密度（空気＝1） ：データなし
比重(密度)（15/4℃） ：

HCL（wt%）	10.1	15.0	20.01	25.0	35.0
d(15/4℃)	1.047	1.072	1.100	1.124	1.174

溶解度 ：水に完全に溶解する
オクタノール/水分配係数 ：log　Pow＝0.25（塩化水素）
自然発火温度(℃) ：不燃性
分解温度 ：データなし
臭いのしきい（閾）値 ：刺激臭、1－5ppm
蒸発速度（酢酸ブチル＝1） ：データなし
燃焼性（固体、ガス） ：該当しない
粘度 ：データなし

１０．安定性及び反応性

安定性 ：通常の条件下では安定であるが加熱により塩化水素ガスが発生する。
危険有害反応可能性 ：強酸性水溶液で、多くの金属と反応して塩化物と水素を発生する。
その水素と空気が混合して爆発性混合気を生じる。
クロム酸塩、過マンガン酸塩、過硫酸塩と反応して塩素を発生する。
金属の過酸化物と反応して、その塩化物と塩素を生成する。
強アルカリと反応して発熱する。
コンクリートを侵す。
強酸化剤と反応して有毒な塩素ガスを発生する。
避けるべき条件 ：熱、日光。混触危険物との接触。
混触危険物質 ：塩基、酸化剤、強アルカリ、金属
危険な有害分解生成物 ：燃焼の際は、塩素が発生する。　金属との接触で水素が発生する。

１１．有害性情報

急性毒性　：経口　塩化水素のラットLD50＝ 238～277mg/kg、700mg/kg（SIDS（2002））より、毒性の強い方の値に基づき計算した結果がLD50＝680～790mg/kgであり、区分４とした。
飲み込むと有害（区分４)

：経皮　塩化水素のウサギLD50＞5010mg/kg（SIDS(2002)）で区分外であることより、その水溶液である塩酸も区分外とした。

:吸入(ミスト)　塩化水素のエアゾールのデータラットLC50＝1.68mg/L/1h(SIDS(2002))。この値の４時間値0.42mg/Lから求めた計算値がLC50=1.2mg/L/4hであり、区分４とした。
吸入すると有害（区分４)

皮膚腐食性・刺激性　：塩化水素のウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1～4時間暴露により濃度次第で腐食性が認められていること(SIDS(2002))、マウスあるいはラットに5～30分暴露により刺激性及び皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること（SIDS(2002))、またヒトでも軽度～重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある(SIDS(2002))。以上により本物質は腐食性を有すると考えられるので、区分1A-1Cと分類した。
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷（区分1A-1C)

眼に対する重篤な損傷・刺激性　：ウサギを含め、複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激、または損傷性、腐食性を示すとの記述があり（SIDS(2002))、またヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されているので（SIDS(2002))、区分１とした。
重篤な眼の損傷（区分１)

呼吸器感作性　：日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業アレルギーの感作性化学物質の一つとしてリストアップされているので、区分１とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤に暴露後気管支痙攣を起こし１年後になお僅かな刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある（ACGIH (2003))。
吸入するとアレルギー、喘息、または呼吸困難を起こすおそれ（区分１)

皮膚感作性　：モルモットのMaximization Testおよび、マウスのEar Swelling Testでの陰性結果（SIDS(2002)）に加え、15人のヒトに感作誘導後10～14日に適用した試験において誰も陽性を示さなかった報告（ACGIH（2003))があり区分外とした。

発がん性　：IARCによるGroup3(1992年)、ACGIHによるA4（2003年）の分類に基づき、区分外とした。

標的臓器・全身毒性(単回曝露)　：ヒトで吸入暴露により呼吸困難、咽頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOTvol.6(1994),PATTY(2001),IARC54(1992),ACGIH(2003))
また、動物実験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的障害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分１の範囲で認められている。(ACGIH(2003)，(SIDS(2002))。
以上のヒト及び動物の情報に基づき区分１（呼吸器系）とした。
臓器（呼吸器系）の障害（区分１)

標的臓器・全身毒性(反復曝露)　：ヒトで反復暴露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS(2002),EHC21(1982), DFGOTvol.6(1994), PATTY(2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている。(DFGOTvol.6(1994))
これらの情報に基づき区分１（歯、呼吸器系）とした。
長期又は反復暴露による臓器（歯、呼吸器系）の障害（区分１)

吸引呼吸器有害性　：塩化水素は気体であるためGHS分類対象外であるが、塩酸（塩化水素水溶液）の蒸気に暴露したり、飲み込んだ塩酸を吸引した場合には化学肺炎

を起こす可能性があり、区分１とした。

１２．環境影響情報

生態毒性 ：塩化水素の甲殻類（ｵｵﾐｼﾞﾝｺ）の 48 時間 EC50＝0.492mg/L(SIDS(2005))であり、「区分１の塩化水素の濃度合計が 25%より大きい」を満たすので、区分１とした。
　水生生物に非常に強い毒性（区分 1）

残留性/分解性 ：水溶液が強酸となることから毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和され、また logPow＝0.25(塩化水素)より、区分外とした。

生態蓄積性/土壌中の移動性 ：情報なし

他の有害影響/環境基準 ：情報なし

１３．廃棄上の注意

残余廃棄物 ：毒物及び劇物の廃棄方法に関する基準に従って、無害化してから廃棄する。処理は、攪拌しながら石灰乳、苛性ソーダ等のアルカリ水溶液で中和したあと、多量の水で希釈して流す。放流水のＰＨは海域以外では 5.8～8.6、海域にあっては 5.9～9.0 のこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。

汚染容器・包装の廃棄方法 ：容器は清浄にしてリサイクルするか、関係法規並びに地方自治体の基準にしたがって適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

１４．輸送上の注意

国際規制

海上規制情報　IMO の規定に従う。

UN No. ：UN1789
Proper Shipping Name ：HYDROCHLORIC ACID
Class ：８
Packing Group ：Ⅱ
Marine Pollutant ：Not applicable

航空規制情報　ICAO/IATA の規定に従う。

UN No. ：UN1789
Proper Shipping Name ：HYDROCHLORIC ACID
Class ：８
Packing Group ：Ⅱ

国内規制

陸上規制情報　毒劇法、道路法の規定に従う。

海上規制情報　船舶安全法の規定に従う。

国連番号 ：UN1789
緊急時応急措置指針番号 ：157
品名 ：塩酸
クラス ：8
容器等級 ：Ⅱ
海洋汚染物質 ：非該当

航空規制情報　　　航空法の規定に従う。
国連番号　　　　　　：UN1789
緊急時応急措置指針番号　：157
品名　　　　　　　　：塩酸
クラス　　　　　　　：８
等級　　　　　　　　：Ⅱ
特別の安全対策　　　：容器の破損、腐食、漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。
毒性があるので積載するときには保護具を装備する。
法規に規定された基準に従って輸送する。
火気、熱気、直射日光を避けること。
鋼材部分と直接接触しないようにする。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。
移送時にイエローカードの保持が必要。

１５．適用法令

労働安全衛生法　：名称等を表示すべき有害物に該当しない。（法 57 条、施行令 18 条）
名称等を通知すべき有害物（塩化水素）（第 57 条の 2、施行令 18 条の 2 別表第９）
腐食性液体（規則第 326 条）
特定化学物質　第 3 類物質（特定化学物質等障害予防規則　第 2 条第 1 項第 6 号別表第 2）

労働基準法　：法 75 条第 2 項（療養補償）、施行規則第 35 条（業務上の疾病の範囲）、別表第 1 の 2（化学物質による疾病）に該当

消防法　：貯蔵等の届け出を要する物質（消防活動阻害物質）（法第 9 条の 3、政令別表第 2 2 塩化水素　200kg）、省令第 2 条　12 塩化水素を含有する製剤（塩化水素 36%以下を含有するものを除く）

化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（化審法）　：既存化学物質

化学物質排出管理促進法(PRTR 法)：第 1 種指定化学物質、第 2 種指定化学物質に該当しない。
（法第 2 条、施行令別表第 1、第 2）

毒物及び劇物取締法　：劇物（法第 2 条別表第 2 施行令第 2 条（16 塩化水素を含有する製剤　塩化水素 10%以下を含有するものを除く））

港則法　：腐食性物質（施工規則第 12 条、危険物告示別表）

船舶安全法　：腐食性物質（危規則第 2、3 条、危険物告示別表第 1 UN NO.1789））

航空法　：腐食性物質（施工規則第 194 条、危険物告示別表第 1）

道路法　：車両の通行制限（施行令第 19 条の 13、日本道路公団公示）

大気汚染防止法　：特定物質（施工令第 10 条）

高圧ガス保安法　：該当しない。

外国為替及び外国貿易管理法　：輸出令別表第 2 の 21 の 3 項　麻薬、向精神薬原材料等に該当（塩化水素を 10%を超えて含有するもの）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する規則　：海洋環境の保全の見地から有害である性物質（施行令第 1 の 2　別表第 1　Z 類物質）
個品輸送の場合、水生環境急性有害性が区分 1 であり「海洋汚染物質」に該当

水質汚濁防止法　：施行令第 2 条の物質に該当しない。

水道法　：塩化物ｲｵﾝ（200mg/L 以下）に該当。

下水道法　：施行令第 9 条の 4 の物質に該当しない。

火薬類取締法　：該当しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　：産業廃棄物（施行令第 2 条）

土壌汚染防止法　：特定有害物質に該当しない（施行令第 1 条）

オゾン層保護法　：該当しない。
悪臭防止法　：該当しない。
食品衛生法　：人の健康を損なう恐れのない添加物に該当する（施工規則別表第 1)。
薬事法　：劇物（法 44 条、施工規則第 204 条　別表 3）
農薬取締法　：該当しない。

１６．その他の情報

引用文献

・製品安全データシート「塩酸」日本ソーダ工業会　1998
・ICSC（ICSC 番号　0163：2000 年）
・NITE（塩化水素）（ID567）（2006 年）

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合には、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。なお、記載のデータや評価に関してはいかなる保証もなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対象を実施の上、お取扱いお願いします。
製品の譲渡時にはＭＳＤＳを添付して下さい。

MSDS の内容に関するお問い合わせ先

株式会社樋江井商店　営業部
TEL：0587-95-4777
FAX：0587-95-2738